

平成11年度テーマ:①神奈川芸術文化財団、②(社)かながわ森林づくり公社、③(株)ケイネット、④神奈川土地開発公社、⑤(財)神奈川県ふれあい教育振興協会、⑥病院事業(厚木病院、足柄上病院)、

⑦普通財産(財産管理課、用地課)

*所管課欄の()内所属名は、監査当時の所属名

テーマ区分	結果意見	事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
⑦	結果	未利用地	総務部財産管理課所管の未利用地のうち、17件の物件については、有効利用に向けた適切な対応が必要である。 ①鶴見川廃川敷発見地 ②元神之木台青少年会館 ③警察施設関連用地 ④元希望ヶ丘高校道路予定地 ⑤元犬管理センター伊勢原職員公舎	ア 処分や活用を検討している。……①、⑤ イ 暫定利用をしていく。……③ ウ 現況市道のため、市への移管に向け調整中。……④ エ 処分に向けて各課題の解決に取り組んでいる……② (※その他、措置済み12件)	財産経営課 (財産管理課)
⑦	結果	貸付けの長期化	民間会社や個人に長期にわたって貸し付けている17件の物件について、貸付先への売却等も考慮に入れ改善する必要がある。 ①元花月園児童遊園地 40,264.16㎡ ②元保土ヶ谷緑地 ③元平塚地区海岸砂防地 ④元平塚地区海岸砂防地 ⑤茅ヶ崎地区海岸砂防地 ⑥向ヶ崎地区三崎埋立地 ⑦二町谷地区三崎埋立地 ⑧二町谷地区三崎埋立地 ⑨水無川廃川敷	ア 一部売却済み。……①、⑨ イ 貸付契約更新の際に買取を打診するなど、買取交渉継続中。……②、③、④、⑥、⑦、⑧ (※⑦の一部契約解除済み) ウ 市の要望を踏まえゴルフ場を継続、30年間の長期契約を締結予定(R7年度)。……⑤ (※⑤の建物・工作物は運営者へ譲渡、県の維持負担を削減) (※その他、措置済み8件)	財産経営課 (財産管理課)
			民間会社や個人に長期にわたって貸し付けている14件の物件について、貸付先への売却等も考慮に入れ改善する必要がある。 ①小田原市国府津213.75㎡(宅地) ②小田原市国府津150.51㎡(宅地) ③高座郡寒川町一之宮496.08㎡(宅地) ④高座郡寒川町一之宮461.41㎡(宅地) ⑤横浜市港北区日吉211.99㎡(宅地) ⑥横浜市港南区笹下108.12㎡(工業用地) ⑦横浜市都築区川向町字左近田884.65㎡(工業用地、宅地)	ア 有償貸付継続。(6件) ……①、②、③、④、⑤、⑦ イ 譲渡処分済み。(1件) ……⑥ (※その他、措置済み7件) 貸付契約更新の際に買取を打診するなど、買取交渉をしているが、資力がない、隣接地権者との境界確認ができない等の理由があり、貸付を継続しており、引き続き売却等に向け調整を行っている。	用地課
⑦	意見	普通財産の市町村への貸付け	市町村の行政施設の用に貸し付けている土地について、実質的には譲渡したものと同一状況にあるものがあり、また、一方で県が市町村から借りているものもある。交換も視野に入れたうえで、貸付先と適切な土地利用関係を構築することを要望する(9件)。 ①平塚地区海岸砂防地 貸付先:平塚市、面積:6,708.62㎡ 貸付料:無償、使用状況:市道 ②平塚市西八幡地内道路用地 貸付先:平塚市、面積:648.81㎡ 貸付料:無償、使用状況:市道 ③茅ヶ崎地区海岸砂防地 貸付先:茅ヶ崎市 面積:1,576.98㎡、貸付料:無償 使用状況:市道 ④二町谷地区三崎埋立地 貸付先:三浦市、面積:116.24㎡ 貸付料:無償、使用状況:市道	ア 無償譲渡を検討している。(4件) ……①、②、③、④ (※その他、措置済み5件)	財産経営課 (財産管理課)
⑦	意見	暫定的有効利用を図るための貸付け	暫定利用のために市町村に貸し付けているものの中には、長期にわたっているものがあるが、適切な利用関係を構築することが望まれる(10件)。 ①川崎河岸線跡地 貸付先:川崎市、面積:10,301.53㎡ 貸付料:無償、使用状況:公園用地 ②元紅葉ヶ丘教育施設建設予定地 貸付先:横浜市、面積:3,957.88㎡ 貸付料:無償、用途:公園用地 ③元平塚地区海岸砂防地 貸付先:平塚市、面積:3,289.43㎡ 貸付料:無償、用途:児童遊び場 ④元茅ヶ崎地区海岸砂防地 貸付先:茅ヶ崎市 面積:8,687.61㎡ 貸付料:無償、用途:公園用地等	ア 交換等の可能性を検討している。(4件) ……①、②、③、④ (※その他、措置済み6件)	財産経営課 (財産管理課)

平成20年度テーマ:①農業振興事業、②工業及び商業に係る振興事業、③(財)あしがら勤労者いこいの村

テーマ区分	結果意見	事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
②	意見	津久井湖観光センター	(津久井湖観光センター) 施設の利用実態に即した見直しが望まれる。	施設の移譲に係る相模原市との交渉を終え、令和7年4月に相模原市へ譲渡した。	観光課 (商業観光流通課)

平成22年度テーマ:①下水道事業について、②下水道公社

テーマ区分	結果意見	事項名	監査の結果又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
①	結果	休止設備について	(相模川流域下水道右岸処理場) 使用できない設備は、休止設備として管理することなく廃棄する必要がある。	相模川流域下水道右岸処理場の休止設備については、令和6年12月に撤去工事が完了した。	流域下水道整備事務所
①	意見	扇町処理場における空き用地の有効活用について	酒匂川流域下水道の右岸(扇町)処理場に生じている空き用地については、今後の事業進捗を踏まえ、有効活用の方策等について検討することを要望する。	空き用地の有効活用について、引き続き、小田原市の要望等の条件を調整するなどして協議を進めていく。	下水道課 (流域海岸企画課及び下水道課)
①	意見	処理場の上部利用施設の維持管理について	(柳島しおさい広場、四之宮ふれあい広場、酒匂きりり広場、扇町しらさぎ広場) 上部利用施設が実質的に完成し、単独で利用できると認められる場合は、早期に施設所在市に管理を移管することを要望する。なお、早期に移管できない部分は、財団法人神奈川県下水道公社のみが特別のノウハウをもっているわけではないので、入札による委託を検討することを要望する。	相模川左岸処理場上部利用施設(柳島しおさい広場)については、平成28年4月1日に茅ヶ崎市への管理移管が完了した。 その他の広場については完成後に市へ移管、それまでは当面県で管理することとしているが、今後、処理場施設を増設する予定であり、現時点では完成時期は未定となっている。	流域下水道整備事務所

平成25年度テーマ:基金の管理と運用について

指摘 意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
かながわ森林基金				
意見	基金の設置当初の 目的の再確認	<p>県の財政が逼迫する中、基金を取り崩して事業執行に充てるという政策判断が不当とは言えないが、少なくとも、永続的な事業執行の必要性が高い森林整備事業については、他の森林関係の基金を含めて、県としての統一的かつ長期的な財源の見通しを立てることが望まれる。</p>	<p>森林整備については、監査意見にあるとおり永続的な事業執行が必要であることから、安定的な財源を確保する必要がある。 かながわ森林基金の現状と運用方法について、関係部局と情報共有を行い、長期的な観点から新たな財源を確保するための検討を進めていく。</p>	森林再生課

平成27年度テーマ:①県民利用施設の管理について、②公益財団法人神奈川芸術文化財団、③公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装グループ

テーマ区分	指摘意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
神奈川県立歴史博物館					
①	意見	収蔵スペースの確保	博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。早期に将来の収蔵スペース確保の計画を立てておくことを検討されたい。	県立社会教育施設等の適切な運営を図るため、収蔵資料の保存・管理等の実態を把握し、令和6年度に適切な収蔵スペースの確保に向けて必要な調査を実施した。引き続き、調査結果を踏まえ収蔵スペースの確保等を検討している。	生涯学習課
神奈川県立生命の星・地球博物館					
①	意見	収蔵スペースの確保	博物館の収蔵品は増え続けるものであり、現状でも十分なスペースがあるとは言い難い。早期に将来の収蔵スペース確保の計画を立てておくことを検討されたい。	県立社会教育施設等の適切な運営を図るため、収蔵資料の保存・管理等の実態を把握し、令和6年度に適切な収蔵スペースの確保に向けて必要な調査を実施した。引き続き、調査結果を踏まえ収蔵スペースの確保等を検討している。	生涯学習課

令和3年度テーマ:私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について

指摘意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
指摘	時効管理について (母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同違約金)	<p>(1) 滞納債権の3～4割程度については消滅時効が完成していると思われるとのことであり、適切な時効管理がなされているとはとても言えない状況である。</p> <p>(2) その理由としては、①滞納者の所在不明、②時効管理を含め当時の担当者の債権管理に対する理解不足、③債権管理を担当する人員の不足、④システム上時効完成間際の債権に関するアラーム機能がないこと等が挙げられているが、これらはいずれも債権管理の懈怠を免責する事由にはならない。 上記各事由のうち②③④についてはいずれも債権者たる県において改善可能な事柄であるから、早急にしかるべき方法により改善すべきである。</p> <p>(3) ①債務者から時効を援用する旨の申出があった場合は時効援用書を提出させており、②時効援用書の提出がない限りは時効の援用があったとの取扱いをしていないところ、上記①の取扱いは適切であるが、上記②の取扱いは妥当でない。 時効の援用は要式行為ではなく、必ずしも書面による必要はないのであるから、口頭で時効援用があり、その後時効援用書が提出されない場合であっても有効な時効援用があったものとして取り扱うべきである。なお、その場合は、時効を援用したものの氏名、住所、時効を援用する旨の発言があった日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言の具体的な内容等をできるだけ詳細に交渉履歴等に記録しておくべきである。</p> <p>(4) なお、令和2年4月1日より前に貸付契約をした債権の消滅時効期間については、貸付金の種類を問わず全て10年として管理しているとのことであったが、事業開始資金及び事業継続資金については商事債権として旧商法第522条が適用される可能性が高い。 よって、これらの債権については、10年の消滅時効にかかるものとして整理しつつも、5年の消滅時効にかかるものと判断される可能性があることを踏まえ、時効期間が5年以上経過する前に、債務承認や法的措置による履行請求等の時効更新措置を取るなど、確実な時効管理をするべきである。</p>	<p>(1) (2) の時効管理については、①滞納者の所在を綿密に調査した上で、債権管理条例第6条に基づき債権放棄を行う。②③については債権管理適正化担当者研修を受講し担当者の知識・理解を深めるとともに、引き続き従来通りの取扱いとした。④のアラート機能については、令和7年1月にシステム更新を行い消滅時効完成者を簡易に抽出できるよう機能強化を図った。</p> <p>(3) 口頭での時効援用や債務承認については、令和4年2月28日付総務局総務室経理担当課長通知「債権の適切な管理について(通知)」に基づき電話録取書を作成して対応の上、欠損処分を行った。</p> <p>(4) 消滅時効にかかる可能性がある債権については、分納誓約書の提出を促し、債務承認を得ることや、支払督促を通じた債務名義の取得など、確実な時効管理をした。</p>	子ども家庭課

<p>指摘</p>	<p>連帯保証人に対する請求が不十分であること（高齢者居室等整備資金貸付金返納金）</p>	<p>（１）本件債権について滞納が発生した場合、基本的には借受人に対してのみ請求しているとのことであり、連帯保証人に請求した場合でも後に借受人やその家族から「連帯保証人には請求しないでもらいたい」との要請やクレームが入った場合はその後の連帯保証人に対する請求は控えているとのことであるが、かかる取扱いは妥当ではない。</p> <p>（２）債権について督促した後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、連帯保証人に対しても履行を請求する必要がある（地方自治法施行令第171条の２）。</p> <p>この点は、借受人や連帯保証人からクレームがあった場合も異ならない。連帯保証人はまさに借受人が滞納した場合に請求を受ける立場にあることや、上記法令の規定からも連帯保証人に対する履行請求が必要であることを十分に説明したうえ、連帯保証人に対する履行請求を粛々と実施するべきである。</p> <p>（３）なお、上記「相当の期間」がどのくらいかは一概にはいえないが、一般論としては、滞納額が比較的少額にとどまる範囲として概ね滞納発生時から３か月以上支払がない場合には連帯保証人に対しても履行請求するべきであろう。</p> <p>（４）この点、本件債権については、１年以内に支払があった債務者については催告書の送付対象から外しているとのことであるが、かかる取扱いは早急に改めるべきであり、概ね３か月以上支払がない債権については、借受人とあわせて連帯保証人に対しても催告書を送付するべきである。</p> <p>滞納発生後も長期間連帯保証人に履行請求しない場合には、滞納額を増大させることにつながり、結果的に連帯保証人の保護に欠けることにもなることに留意するべきである。</p>	<p>令和５年度の所在調査等で判明した借受人及びその相続人の債権69件を対象に催告を実施した。</p> <p>借受人への請求を継続して行っていくとともに、借受人からの返済が得られなかった債権については連帯保証人に請求できるよう、引き続き所在調査等を実施する。</p>	<p>高齢福祉課</p>
-----------	---	---	---	--------------

<p>指摘</p>	<p>遅延損害金を調定・徴収すべきである（高等学校奨学金資金）</p>	<p>本件債権について、債権所管課は、神奈川県奨学金貸付条例第10条の規定が損害賠償請求を行うか否かにつき債権者に裁量を認める趣旨のものであるとの理解（「延滞利息を徴収することが『できる』」という文言）を前提に、遅延損害金の請求を不要と整理している。また、その判断の背景には、奨学金を借りる家庭は生活困窮者が多いという政策的な配慮があることがうかがわれる。</p> <p>しかし、上記条例の規定は、単に債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生要件を定めたものと解するのが一般的な理解であるし（したがって、本件債権については、上記条例第10条が設けられている以上は、本来の履行期限後は、損害賠償請求権（遅延損害金債権（年14.5%））が客観的に発生することとなると解される。）、むしろ、地方公共団体の有する債権については、最高裁平成16年4月23日判決の趣旨を踏まえれば、債権所管課における上記の条例第10条の理解には疑問がある。</p> <p>さらに、実質的に検討しても、例えば遅延損害金の額が極めて少額で徴収停止の要件（地方自治法施行令第171条の5第3号）を満たしているような場合等はおくとしても、本件債権に係る遅延損害金一般につきすべからず請求対象から除外するとの現状の取扱いを容認し得るような合理的理由は特段見当たらないし、かかる取扱いは、かえって、履行期限を遵守して本件債権を納付した債務者とこれを徒過した債務者との間の公平、ひいては本件債権の債務者との間の債権の債務者との間の公平を害するといえる。</p> <p>したがって、本件債権に係る遅延損害金について調定・徴収を行っていない現状の取扱いを正当化することは困難と言わざるを得ず、この点は速やかに是正すべきである。</p>	<p>奨学金を借りる家庭は生活困窮者が多く、奨学金自体の返還が分割でなければできない者が多い現状を踏まえ、条例上は遅延損害金を徴収することができるとなっているが、遅延損害金を徴収することは、さらなる深刻な生活困窮になる恐れがあることから遅延損害金を徴収することは困難と考え徴収することは行っておりませんが、今後は他自治体の状況や遅延損害金を徴収することの影響等を踏まえながら検討をしていきたい。</p>	<p>教育局財務課</p>
-----------	-------------------------------------	---	---	---------------

意見	消滅時効について (借上公共賃貸住宅使用料・家賃／損害賠償金)	<p>(1) 是正すべき事項 住宅計画課は、令和2年度中に、A氏及びB氏に対する債権に関して、何らの法的措置をとらないまま、消滅時効が完成させている。</p> <p>たしかに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特殊事情もあったことに鑑みれば、A氏及びB氏に対する債権につき法的措置をとることができなかったことにつき、酌むべき事情はあったといえる。</p> <p>しかし、本来であれば、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間経過前に、適切に処理方針を決定し、その旨対応をしなければならない。とすれば、住宅計画課が、A氏及びB氏に対する債権について、法的措置を取ることなく、消滅時効期間を経過して、債権を消滅させた点について、不十分な点があったといわざるを得ない。</p> <p>(2) 改善方法 今後は、債権を消滅時効期間経過により消滅させる事態を未然に防ぐよう、総務局総務室などと相談しながら、課内で法的知識の拡充及び法的措置を取るための準備の仕組みの構築などにつき、独自マニュアルの作成などのノウハウの積み上げにより改善していくことが望まれる。</p>	<p>G氏の債権については、令和5年7月に債権放棄を行い、9月に議会報告の上、令和6年3月に不納欠損を行った。</p> <p>G氏を除くほか4名については、3名が完済し、残り1名についても継続的な支払いがあるため、引き続き完済に向けて適宜対応を行っていく。</p>	住宅計画課
----	------------------------------------	---	--	-------

意見	<p>法的措置が十分にとられていないこと（借上公共賃貸住宅使用料・家賃／損害賠償金）</p>	<p>（1）是正すべき事項 本件債権については、平成25年に、住宅営繕事務所によりE氏及びG氏に対して訴訟が提起されているが、それ以外の債務者に対して、一切法的措置をとられていない。 A、B氏に対して、支払督促の申立を適切なタイミングで行ってれば、A、B氏に対する本件債権が消滅時効期間の徒過により消滅することはなかった。</p> <p>（2）改善方法 住宅計画課は、今後、債務者による遅滞があれば速やかに法的措置を取ることが望ましい。 そして、法的措置をとるに当たっては、債務者からその生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取し、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立させて債務名義を取得し（民事訴訟法第267条）、または和解に代わる決定（民事訴訟法第275条の2）を得ることにより債務名義を取得することを活用することが望ましい。 また、住宅計画課は、既に債務名義を取得している事案については、適切なタイミングで強制執行に踏み切ることが望ましい。 なお、担当者が、自ら法的措置をとるべき適切なタイミングを判断することが難しいこともあり得るが、その場合には、県の顧問弁護士に容易に相談できる仕組みを整えることが望ましい。 県の顧問弁護士に相談した結果、担当者が、G氏について債権回収をすること自体が難しいという回答を得た場合には、速やかに徴収停止や債権放棄をするという処理方針を確定し、債権回収の可能性が見込まれるとの回答を得た場合には、速やかに法的措置を取るなどして、担当者は、速やかに処理方針を確定することができる。 専門家に相談することは限られた人的リソースを意味のある行政事務に振り分けるという行政コストの適正配分という観点からも重要であるので検討されたい。</p>	<p>G氏の債権については、令和5年7月に債権放棄を行い、9月に議会報告の上、令和6年3月に不納欠損を行った。 G氏を除くほか4名については、3名が完済し、残り1名についても継続的な支払いがあるため、引き続き完済に向けて適宜対応を行っていく。</p>	住宅計画課
----	--	--	--	-------

意見	<p>滞納発生を防止する対策の導入を引き続き検討すべきである（県営住宅家賃・違約金）</p>	<p>本件債権に関しては、令和元年の県営住宅条例改正により、令和2年4月以降の新規入居分からは保証人を要しないこととされたが、所得水準の相対的に高くない者が債務者の相当割合を占めるものと思料される本件債権においては、滞納発生を抜本的に防止するため、家賃債務保証業者等による機関保証その他の制度により債務者の信用を補完することがとりわけ有用である。</p> <p>公営住宅法を所管する国土交通省住宅局からも、民法改正を受けて公営住宅管理標準条例（案）から保証人に関する規定を削除するとともに、仮に保証人の確保を求める場合には、機関保証の活用等による入居円滑化の必要性を指摘する旨の通知（平成30年3月30日国住備第503号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知、同第505号国土交通省住宅局長通知）が発出されているところであり、現に、他自治体等においては、公営住宅の入居に関し機関保証制度を導入している例がみられる。</p> <p>債権所管課によれば、上記条例改正に際し、機関保証制度の導入についても検討を行ったものの、住宅に困窮する低額所得者のためのセーフティネットとしての県営住宅の性質や、既に相当数の入居者が連帯保証人を不要とする特例の適用を受けている状況にあること等を踏まえ、家賃債務保証業者等に支払う保証料の負担を入居者に求めることとなる同制度の導入は見送ることとした、とのことである。</p> <p>しかし、入居者の負担については、例えば保証料の全部又は一部を県が補助する制度や機関保証の引受けが困難な者等に対し同制度の利用を免除する制度を併せ導入すること等により一定の緩和を図る余地もあると解されることから、上記条例改正後の滞納発生の状況等も注視しつつ、入居者の負担緩和のための制度を含む具体的な制度設計を踏まえた費用対効果（制度導入による事務コスト等の増加と債権回収その他の局面における事務コストや回収不能コスト等の減少のバランス）を検証すること等により、機関保証制度の導入を含む滞納発生防止策についての検討をなお具体的に継続すべきである。</p>	<p>連帯保証人制度については、国土交通省から、民法改正を受け、「住宅に困窮する低額所得者への住宅提供という公営住宅の目的を踏まえると、保証人を確保できないために入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であり、保証人の確保を公営住宅への入居に際しての前提とすることから転換すべきとある」（平成30年3月30日国住備第503号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知）との通知が発出されており、本県においては、この通知の趣旨を踏まえて、条例を改正し、令和2年4月以降の新規入居分からは保証人を要しないこととしている。</p> <p>一方、同通知には、仮に保証人の確保を求める場合には、「必要に応じて機関保証を活用するなどにより、保証人の確保が難しい方の入居を円滑化していくことも必要」との記述もあることから、連帯保証人廃止に伴う滞納発生状況も注視しつつ、今後も、滞納発生防止策について検討していく。</p>	公共住宅課
----	--	--	---	-------

意見	法的回収手続と人員不足（高等学校奨学金資金）	<p>(1) 令和2年度は計101件の債務者に対して支払督促を申し立てているが、滞納者数が3,000～4,000名程度いることからすれば、予算や人員の関係もあるが、少しでも申立件数を多くする工夫を行うことが望ましい。</p> <p>(2) また、支払督促が利用されている主な理由は、神奈川県債権管理条例第5条第3項が「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定しているからであると思われる。たしかに、本件債権のような奨学金については、連帯保証人も複数いることから、支払督促により法的手続がなされたことを伝えることで支払いの連絡が来ることは他の債権と比べて多く、一定の効果の有るようである。</p> <p>もっとも、訴訟を提起する方が有効な場合もある。具体的には、訴訟提起後に債務者から分割払いの申出があった場合、履行延期の特約の手続をとる場合と同様に、債務者の生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取したうえで、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解（民事訴訟法第267条）や和解に代わる決定（民事訴訟法第275条の2）によって債務名義を取得する方法により、分割払いに応じることでより実効的な回収に結びつくケースもあるといえるので、訴訟を提起することも今後は検討すべきである。</p> <p>(3) 令和2年度の101件の支払督促のうち8件は、送達不奏功により申立てを取り下げている。これは、支払督促においては公示送達によることができない（民事訴訟法第382条但書）ことによるものと思われる。</p> <p>これに対し、訴訟手続においては公示送達によることができ（民事訴訟法第110条～第113条）、債務者の所在が不明であっても債務名義を取得することが可能である。</p> <p>(4) したがって、本件債権については、画一的かつ大量の処理の必要性の観点から、支払督促をベースにすること自体はよいとしても、訴訟提起をしたうえで裁判上の和解又は和解に代わる決定により分割払いに応じることも手段の1つとして検討するべきである。</p> <p>もっとも、県としては、訴訟を行う場合、期日の出頭等の時間を確保することは困難であり人員不足であるとのことである（そのような事情があることに鑑み、意見的指摘事項とした。）。 そうであるならば、担当課の人員を拡充し、専門の職員の補充をすること、若しくは2回目のサービサーを利用すること等を検討することが望ましい。</p> <p>(5) なお、県は、債務名義を取得後、それでも回収ができない場合には、強制執行はしないとのことであり、その理由は生活困窮者がほとんどであるからとのことであるが、連帯保証人は仕事をしている可能性があり、他の債権に比べて回収率が低いとは必ずしも言い切れないため、この理由のみをもって強制執行を一切しないというのは、県民への説明としては不十分であろう。</p>	<p>(1) 支払督促等の対象者の選定にあたって、最終的には、滞納者の個々の状況を確認する必要があるが、システムデータの目視によって抽出しているため、現行の体制では支払督促の申立件数の対象者を現状以上に増やすことは難しい。</p> <p>しかしながら、新システムへの移行に向け、時効管理のアラート機能を奨学金システムに搭載させることで、支払督促対象者の抽出作業の事務負担の一部軽減を図りつつ、支払督促の件数を増やすなど効率的な債権回収に努めることとしたい。</p> <p>(2) 訴訟手続きについては、多数の未収債権があることから多大な事務負担がかかるため、まずは支払督促の件数を増やし、返還を促すことに注力していく。</p> <p>(3) (2)に同じ</p> <p>(4) 支払督促に代わって訴訟を提起するには、現状の体制では困難であることから、限られた人員体制の中で、効率的な運用に努めることとし、また、サービサーの利用については、2回目以降の委託を行うこととする。</p> <p>(5) 生活困窮者に対し強制執行を行うことで、より深刻な生活困窮になる恐れがあるため、案件ごとに慎重に検討していく。</p>	教育局財務課
----	------------------------	---	--	--------

意見	時効管理について (高等学校奨学金 資金)	<p>(1) 本件債権については、債権数が膨大であるにもかかわらず、管理システムが消滅時効のアラート機能を搭載していないため、職員の目視による管理となっている。アラート機能については搭載を検討中とのことであるが、早急に備えることが望ましい。</p> <p>(2) また、①債務者から時効を援用する旨の申出があった場合は時効援用書を提出させており、②時効援用書の提出がない限りは時効の援用があったとの取扱いをしていないところ、上記①の取扱いは適切であるが、上記②の取扱いは妥当でない。</p> <p>時効の援用は要式行為ではなく、必ずしも書面による必要はないのであるから、口頭で時効援用があり、その後時効援用書が提出されない場合であっても有効な時効援用があったものとして取り扱うべきである。なお、その場合は、時効を援用したものの氏名、住所、時効を援用する旨の発言があった日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言の具体的な内容等をできるだけ詳細に交渉履歴等に記録しておくべきである。</p>	<p>(1) 新システムへの移行に向け、消滅時効のアラート機能の搭載等の機能強化を検討する。</p> <p>(2) 今後は、口頭での時効援用についても、時効を援用する旨の発言があった場合、氏名、住所、日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言を詳細に交渉履歴等に記録した上で、書面での援用と同様に取り扱うこととした。</p>	教育局財務課
意見	神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項の活用 (高等学校授業料 債権)	<p>監査人が実査した高校においては、授業料の支払いも行わず、所在不明や連絡がとれなくなった状態にあるにも関わらず、修学年限を超えて在籍扱いになっており、未収金の金額が増え続けている事例が存在していたことから、このような事案が他の学校においても一定数存在していると考えられる。</p> <p>県立高校が、生徒の学習権を最大限尊重する観点から、安易な退学処分や出席停止処分を行うことが望ましくないことは当然であるが、債務者が所在不明であったり連絡がとれなくなるなど明らかに学校に在籍し続けることを希望しないような事情を看取することができる事例においては、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項を活用し、校長の判断により退学処分とすることも必要とされよう。</p>	<p>所在不明で、在学年限(全日制6年、定時制8年)を超えた生徒については、修学意思がないものとみなし、退学手続を行うよう高校に周知している。</p> <p>また、所在不明で、在学年限には達しないが修業年限を超えた生徒については、授業料の全額免除等の手続を行うよう高校に周知している。</p>	教育局財務課

令和5年度テーマ:①産業労働局の事業に関する財務事務の執行について、②公益財団法人神奈川産業振興センター(財政的援助団体)

指摘意見	事項名	監査の指摘又は意見の内容(A)	これまで(昨年度公表時)の措置又は対応状況(B)	所管室課
指摘	神奈川県立かながわ労働プラザの持続可能性について	<p>神奈川県立かながわ労働プラザにおける指定管理者の収支決算状況の推移を見ると、令和元年度から4期連続で赤字の状況である。</p> <p>この点、県は必要に応じて指定管理者との間で、指定管理業務の範囲や指定管理料等の変更を協議するなど県の指定管理者制度の指針に則って運用していると主張するが、指定管理者の経費の節減を自助努力ではどうにもならない水準で推移している。このような状況にも関わらず、現在の指定管理者が当該業務を維持できるのは、他の事業で得られた利益で補填しているからに他ならない。</p> <p>神奈川県立かながわ労働プラザという公の施設の指定管理事業単独で考えた場合には、施設運営の持続可能性に大きな問題がある可能性が高く、また、指定管理者選定の際に適切な競争原理が働いていない可能性も示唆している。</p> <p>したがって、県は指定管理者選定にあたって競争原理が適切に確保できているのかどうか改めて確認するとともに、指定管理料が適正な水準となるよう努められたい。</p>	<p>令和5年度及び令和6年度の指定管理料については、公募時の積算で想定していないコロナ禍による会議室の利用料金収入の減少は社会情勢の変化によるものであるとし、収入減少分(令和5～6年度の収入予測値とコロナ禍前の収入の平均の差額等)の補填を行うとともに、令和5年度及び令和6年度分の納付金を全額免除することとした。</p> <p>令和7年度については、社会情勢の変化による影響及び全庁の方向性を踏まえ、必要に応じて年度中に随時、納付金及び指定管理料について調整を行っていく方向で検討している。</p> <p>当該施設を指定管理施設として継続することとなった場合の、令和8年度からの次期指定管理期間の指定管理料については、令和6年8月から積算価格調整を行い、適正な水準となるよう算出を行った。次期指定管理においては、県が適正な指定管理料を支払うことで、指定管理者の財務健全化が図られ、将来的にも施設の安定的な運営が成り立つ条件を整えた。</p>	雇用労政課
指摘	雇用労政課及び出先機関における備品等の管理状況の見直しについて	<p>雇用労政課は、出先機関を含めると1,700超の備品等を管理しているが、これらの備品等の中には、物理的に使用しない備品等も数多く含まれているものと考えられる。行政サービスを広く提供するにあたって、様々な備品が必要になることは理解できるものの、備品等の数が多くなればなるほど、管理コストも比例的に発生する。</p> <p>したがって、自らの管理可能な備品等の範囲を把握し、備品等の良好な管理を徹底するとともに、財務規則第174条の規定に従い、使用する必要のない物品等については不用の決定をすることとされたい。</p>	使用する必要のない物品等については、令和6年度中に不用決定のうえ、廃棄処分した。	雇用労政課

意見	企業誘致に関するKPIとその効果検証・活用の見直しについて	<p>複数の企業誘致施策の合計の誘致件数が、KPIとなっていることから、個々の施策のKPIが設定されていないという問題点がある。このため、個々の施策の効果検証をすることができない。また、個々の企業が県に与える貢献度（パフォーマンス）についての事前のKPI設定は難しいものの、事後的な効果測定指標を定め、点数評価を実施することで、今後の望ましい誘致先の評価につなげる必要があると考えられる。</p> <p>県内の限られた土地、限られた予算のもと、最小の投資金額で最大の効果を得るためには、県に対して貢献度をより期待できる企業を優先的に誘致することが必要であることから、個々の企業ないし個々の施策について、基準値（期待度）を設定し、これを検証・活用することとされたい。</p>	<p>個々の企業や施策の評価については、個々の施策のKPI等は設定していないものの、毎年度、支援策を活用した企業を対象とした調査を実施し、各企業の「県内発注額」や「雇用実績」等を把握することで、施策等の評価に繋げることとし、また、令和6年度・令和7年度実施の調査事業を活用して、より高い貢献度が期待できる産業や業種、企業等を把握し、企業誘致施策に活用していくことで、限られた土地、限られた予算のもと、最小の投資金額で最大の効果を得るために、県に対して貢献度をより期待できる企業を優先的に誘致することに繋げていく。</p> <p>令和6年度から開始した企業誘致施策における4年間の取組期間において、企業立地支援件数200件を実現目標として設定していることから、当該目標の達成に向けた取組に活かしていくこととする。</p>	企業誘致・国際ビジネス課
意見	中小企業海外展開支援事業の効果測定に関する収集データの充実強化について	<p>県は、中小企業海外展開支援事業の効果測定データとして、海外展開を支援した神奈川県内企業から抽出した企業206社に対するアンケート結果を用いている。しかしながら、そのアンケートを回答したのは50社であり、回答率が24.3%と低調である。また、アンケートのうち「要望・意見」欄には、さらなる補助や助成を要望する意見が散見された。</p> <p>したがって、中小企業海外展開支援事業の効率性を高めるためには、その効果検証データであるアンケートの回答率を高めるとともに、回答された要望・意見を事業に反映することとされたい。</p>	<p>アンケートの回答率を上げるため、従前はエクセルファイルだった回答様式を、より簡易に回答できるアンケートフォームに変更したほか、企業への個別連絡を行うなどの対応を図った。</p> <p>その結果、令和5年度のアンケート回答率が36.8%と令和4年度と比べて約12%向上した。</p> <p>要望・意見の特に多かった海外展示会の出展補助については、補助金交付団体である（公財）神奈川県産業振興センターが実施する海外展示会出展助成金の件数を、令和6年度から拡充した。</p> <p>引き続き、アンケート回答率の向上に努めるとともに、アンケート等を通じて把握した県内中小企業のニーズなどを踏まえ、当該事業へ効果的に反映するよう努めていく。</p>	企業誘致・国際ビジネス課
意見	ビジネスモデル転換事業費補助金交付後の売上高等の報告の見直しについて	<p>今後、本事業と同様の事業を実施するにあたっては、現行の支援事業者の法人又は個人「全体」の売上高等に加えて、「補助対象事業」の売上高等が、補助金申請時点からどのように変化しているか、といった実態を捉えることができるような、報告徴収の方策について検討することとされたい。</p> <p>令和3年度の「売上高等報告様式」においては、令和2年度の「売上高等報告様式」に加えて新たに「2 従業員数報告」としてビジネスモデル転換事業による申請時点からの従業員の増減数を徴収しているように、今後は、例えば、「補助対象事業」の売上高及び売上総利益（又は損失）についても、成果測定の対象とすることを検討することとされたい。</p> <p>なお、「補助対象事業」に関する利益については、営業利益や経常利益まで報告徴収すると、費用の配賦といった作業が生じ支援事業者の負担が大きくなるため、売上総利益（又は損失）のレベルで足りると考えられる。</p>	<p>県では、ビジネスモデル転換事業費補助金を見直し、従前の補助制度に加え、令和6年度から設備導入に対する補助制度を創設した。</p> <p>監査の結果を踏まえ、補助事業の目的に対応した成果測定を確認できる方策について、新たな補助事業では、補助事業者の付加価値を上げること及び賃上げを目的とすることから、補助金交付後の成果測定としては、支援事業者の法人または個人「全体」の決算書の提出を求めるとともに、給与支給総額の状況を報告してもらうことで、補助事業の目的が達成できたかを確認することとした。</p> <p>なお、従前のビジネスモデル転換事業費補助金においても、令和3年度以降は決算書等の報告書を求めていることから、本補助事業の目的であるコロナ禍においての事業全体の「稼ぐ力」を回復させる観点から、売上総利益を算出することで成果測定を行うこととした。</p>	中小企業支援課

意見	若手商業者等交流会開催の有効性について	<p>現在、県には900位の商店街があるが、担い手の高齢化が問題視されている。このような状況において、若手商業者等交流会の目標件数4件というのは、到達している目標ではあるものの、交流会としての回数が少ないものと考えられる。また、県は、当該事業の成果をホームページに掲載しているが、アピールとして物足りないものと考えられる。</p> <p>したがって、市町村の会合や地域商業者の会合等において継続的に広報し、必要な予算も確保して実施件数を増やすとともに、ホームページ等でのアピールを工夫して、事業の有効性を高めることとされたい。</p>	<p>若手商業者の交流については、多人数で参加する交流会だけでなく、地域のリーダーとして活躍している商業者のいる商店街へ、今後、リーダーとなることが期待される若手商業者が個別に訪問するなど、少人数でも効果的な交流ができるような取組とした。</p> <p>また、県ホームページ等での事業の有効性を高めるためのアピールの方法として、令和7年6月県ホームページに最新の交流会の開催概要を掲載した。</p>	商業流通課
意見	神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の電気料金等の按分計算について	<p>神奈川県立かながわ労働プラザ条例第10条第1項において、かながわ労働プラザの開館時間は、原則として午前9時から午後10時までと規定されている。一方、神奈川県立かながわ労働プラザの入居団体の独自事業として開設されている寿労働センター無料職業紹介所では、その開館時間を午前8時30分から午後5時00分までとしており、他の入居団体も多少の違いはあるものの同様の状況である。</p> <p>県の説明によると、例えば、電気料金については、指定管理者、入居団体ともに各々の利用面積に応じて按分計算がなされているとのことであるが、同一建物内の指定管理者と他の入居団体では開館時間及び開館曜日に大きな乖離があるため、単純な面積按分が果たして合理的な基準なのかどうか疑問を持たざるを得ない。この点、監査人は、県から単純な面積按分が合理的である旨の十分な説明資料を入手することができなかった。</p> <p>同一建物内において入居条件が大きく異なる場合には、電気料金等のコストを面積按分したうえで入居団体に負担させることが合理的なのかどうか説明できる体制を構築するとともに、その計算が合理的であるかについて定期的に確認する体制を構築されたい。</p>	<p>令和7年度までの、第4期指定管理期間における指定管理者とかながわ労働プラザの入居団体（県管理部分に入居する県機関及び団体等）間の電気料金等の負担割合については、面積按分することを現行の基本協定書等にて定めており、開館時間等の点を反映させることが困難であり、令和8年度からの次期指定管理者選定の中で検討した。</p> <p>同一建物内の指定管理者と他の入居団体では、開館時間等に乖離があるものの、それぞれの施設の稼働率を勘案し、実稼働時間で比較、計算した場合、両者の年間の稼働時間に明確な差は認められなかったため、現在の面積按分による計算については、十分合理的であるといえる。今後も施設の維持運営管理等に関する経費の合理性について、指定管理者募集の機会に確認していく。</p>	雇用労政課

意見	神奈川県立かながわ労働プラザの貸会議室にかかわる未利用コストについて	<p>神奈川県立かながわ労働プラザの指定管理業務の対象となっている貸会議室の利用率が新型コロナウイルスによる影響を除いても低迷した状況が続いている。約 90 億円を投じて建設した神奈川県立かながわ労働プラザの延床面積から算出される減価償却費をもとに推計した未利用のコストは令和 4 年度実績では年間 14 百万円超となる。</p> <p>未利用の原因は、様々な要因が複合的に絡み合っていることから、容易に利用率を向上させることは難しいとは考えられるが、未利用の状態はコストが伴っているという意識のもと、貸会議室の在り方について抜本的な見直しをされたい。</p>	<p>第 4 期指定管理期間においては、未利用の状態はコストが伴っているという認識を持った上で、その要因を整理・分析し、貸会議室の利用率向上に向け、施設利用者の多様なニーズに応じられるよう、会議室等の用途を広げる取組などの検討を進めてきた。</p> <p>その結果、次期指定管理においては、可能な限り未利用の状態が生じないよう、「利用率の向上」と「従来の会議室利用に捉われない使用用途」の両観点を念頭に、指定管理者に新たに利用率の目標設定をすることに加え、条例に定める施設の設置目的を逸脱しない範囲で、柔軟な取組を提案するよう求めることとした。</p> <p>なお、貸会議室そのものの在り方については、次期指定管理者の利用促進策等の効果を見ながら、方向性を固めていく。</p>	雇用労政課
意見	神奈川県立かながわ労働プラザの適切な維持管理について	<p>神奈川県立かながわ労働プラザは、供用開始から約 28 年が経過しているものの、建物の構造上、残存耐用年数は四半世紀近くあると考えられる。</p> <p>ところが、旧レストランの厨房は未使用となってから 3 年が経過しているにもかかわらず、今後の利活用についての結論が出ていない状況である。</p> <p>神奈川県立かながわ労働プラザは、不特定多数の利用者が存在する公の施設であることから、未使用となった厨房設備については、長期間放置することのないよう、今後の方針を早期に定めるなどして、適切な維持管理に努めることとされたい。</p>	<p>令和 6 年度にレストランの公募を実施した結果、令和 7 年 4 月 1 日から、新たにレストラン事業者が入居した。</p>	雇用労政課
意見	かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談の有効性について	<p>かながわ労働センターの本所及び川崎支所では、日中の労働相談が困難な方に向けて、19 時 30 分まで延長した夜間労働相談を実施している。ところが、川崎支所における利用者数は、開始以来、低迷した状況が続いている。その原因として、月に 1 回しか夜間労働相談を利用できず、かつ事前予約が必要という点で、本所と比べて利便性に欠けることが挙げられる。また、1 件の相談に対して最低 2 名の相談体制を構築せざるを得ないことから、利用者数が伸びないと経済性が発揮しづらい。この点、監査人の推計によれば、令和 4 年度の夜間労働相談 1 回当たりのコストは 14,790 円となるため、地方自治法第 2 条第 14 項で規定される「最少の経費で最大の効果」を発揮できているか疑念が生じる。さらに、川崎支所の周辺に居住していないと現実的には利用者が相談に訪れにくいことから、平等性の観点からも疑問が残る。</p> <p>したがって、県は、事業全体の経済性、効率性及び平等性の観点から、川崎支所の夜間労働相談を本所に統合するなど体制の再構築を検討することとされたい。</p>	<p>かながわ労働センター川崎支所における夜間労働相談については、まず、相談方法について対面のみから電話による相談を可能とすることで平等性と利便性を向上させるとともに、最小限の経費となるよう事前予約を維持しつつ、予約方法を電話のみからオンラインでの受付も可能とするなどの改善を行った結果、令和 6 年度の相談件数は令和 5 年度の約 2 倍の 11 件となり、令和 7 年 6 月時点においても令和 6 年度を上回る予約・実績となっている。</p> <p>日中働いているためまとまった時間が取れない、資料を持参して対面で相談したいという相談者も少なからずいることもあり、平等性、利便性を向上させ、最小限の経費となるよう工夫しながら、令和 7 年度以降も継続することとした。</p>	雇用労政課

意見	就職氷河期世代支援の有効性について	<p>いわゆる就職氷河期世代のうち、不安定な就労環境や無業の状態にある方々は、県内に約 66,000人も在住していると推計がなされており、県は令和2年度以降、国と連携を取りながら、様々なプログラムを実施してきた。</p> <p>しかしながら、当該プログラムを通じて正規雇用まで導いたのは、3年間の累計で181人であり、あまりにも成果が乏しいと言わざるを得ない。県は、令和4年度において、関連事業費として約1億1千万円を投じたにもかかわらず、その成果が目標の3分の1程度であり、地方自治法第2条第14項に掲げる「最少の経費で最大の効果」を発揮できていない。国が令和4年12月27日付けで公表している「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」によると、令和5年度以降、就職氷河期世代支援の第二ステージと位置づけ、支援策の拡充を図ることを宣言している。</p> <p>したがって、県は国と協力しながら、事業の有効性の観点から、就職氷河期世代に対する支援を拡充することとされたい。</p>	<p>「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、就職氷河期世代の就労支援は、5年間の集中的取組により一定の成果を挙げたことから、今後は中高年層に向けた施策を通じて支援するものとされた。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、従前からの取組を強化するものとされたところである。</p> <p>そのため、令和7年度の就職氷河期世代への就労支援については、氷河期世代を含む中高年層を対象とし、県の就労支援施設でのキャリアカウンセリングや各種セミナーの開催などにより、引き続き正規雇用等に向けた支援を実施している。</p>	雇用労政課
意見	募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなど配布物の効果測定について	<p>県は、神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校及び神奈川県立西部総合職業技術校を設置して運営管理し、また国が設置した神奈川県立障害者職業能力開発校を運営・管理している。各校は応募者の増加及び定員の充足を目指して募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどを作成し、関係各所に配布しているが、その後は各機関からチラシ不足の連絡が入った際に、その都度再送している。</p> <p>しかしながら、各校はこれらの印刷部数・配布部数をおおむね把握しているものの、それが最終的に何名に行き渡ったのかを把握しておらず、また配布物に対するアンケート調査も実施していない。リーフレット等の配布には、印刷その他のコストがかかるのであるから、その効果を検証することが必要である。</p> <p>したがって、各校は、募集案内及びコース案内並びに各校で印刷するリーフレットなどについて、各機関への配布実績を把握することにより、配布物が潜在的な応募者に広く行き渡り、募集案内及びコース案内並びに各校の魅力の周知できているかを確認すること、また今後は配布物に対するアンケート調査を実施し、その調査結果を生徒募集などの校運営に活用することとされたい。</p>	<p>配布物に対するアンケート調査は、配布物によって各校事業の魅力が伝えられたかを確認する手段として有効であると考えられるため、入校選考の受験者に対し、リーフレット等の広報媒体や広報物で気づいた点などの調査を実施する取組を令和5年11月から開始している。</p> <p>また、「最終的に何名に行き渡ったのかを把握する調査」は、費用対効果の面からも実施することは困難であると考えているが、ハローワークなどの主要な広報配架先機関には引き続き、連携して配架数量を確認し、必要に応じて追加送付するなどの対応を行っている。</p> <p>さらに、配布部数については、各校で一元的に管理し、追加で配布する部数もその都度更新することによってしっかりと状況把握に努めている。</p> <p>これらの取組により、効率的な広報に繋げるとともに、配布先の検証や開拓を行っている。</p>	産業人材課

意見	SNSの活用について	<p>県の各校（神奈川県立産業技術短期大学校、神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校、神奈川県立障害者職業能力開発校）は、X（旧Twitter）について、そのポスト機能を積極的に活用して授業風景やイベント等を発信しているが、リポストやリプライ機能を活用できていない。</p> <p>また、X 以外のSNSを積極的に利用しておらず、各校の魅力をより多くの潜在的な応募者に知ってもらおうという意識が薄いと言わざるを得ない。例えば、Instagramは、10代、20代の利用率が高いため、これから受験・入校を検討するであろう世代や在校生が利用する可能性が高いと考えられる。</p> <p>各校は、入校定員割れや中途退校者の問題を抱えていることから、これを解決して校運営（予算）の有効性を高める方策の一つとして、各種SNSの利用率を注視しながら、柔軟に対応してSNSを活用することとされたい。</p>	<p>各校は、費用対効果や公的な施設としての情報発信リスクなど、多角的な観点から判断し、X（旧Twitter）のリプライ機能を今後も積極的に活用することは考えていないが、リポスト機能については、校と関係機関が連携した募集イベントで活用している。</p> <p>現在各種SNSの利用率を注視しながらも、利用率の高いXを継続利用しており、SNSの利用率の変遷を確認しつつ、柔軟に対応している。</p> <p>なお、一部の若年層が多い校については、令和6年5月からX以外のInstagramやFacebookを用いた定期的な情報発信を行っているところである。</p>	産業人材課
意見	神奈川県立東部総合職業技術校、神奈川県立西部総合職業技術校における就職以外の中退者の削減について	<p>直近6年間（平成29年度から令和4年度）において、就職以外の中退率は、東部校11.9%～14.5%、西部校7.2%～12.7%となっている。各校は、入校者全員が就職することを目指してコースを設置して運営していることから、就職以外の中退者が多い状況は、その分だけ授業料収入が確保されないことから、校運営コストの負担が大きくなり、したがって事業予算の有効性が損なわれていると言わざるを得ない。</p> <p>各校は、具体的な対策として、入校前のオープンキャンパスや体験入校、ホームページによりコースや就職についての理解を深めてもらい、入校後のミスマッチが低減するよう努めている。また、訓練中の悩みや就職に関する相談を個別に行うことや、心理カウンセラーに個人的に相談することができる体制を整えている。</p> <p>しかしながら、このような対策を講じても、就職以外の中退者が多い現状を鑑みれば、事業予算の有効性を高めるため、更なる対策を策定・実行することとされたい。</p>	<p>監査の結果を踏まえ、入校後のミスマッチ低減のため、公共職業安定所と連携して安定所内で職業訓練を体験できる「チョコっと、トレーニング」を実施している。</p> <p>また、通常のオープンキャンパスとは別に、職員が直接の案内をせず、入校希望者等が各実習スペースの2次元コードをスマートフォン等で読み取ることでコース概要を見て、自由に校内を見学することが可能な「スマートオープンキャンパス」を実施している。</p> <p>「チョコっと、トレーニング」は公共職業安定所に職業相談に来所した際に、職業訓練を体験することができ、「スマートオープンキャンパス」は、閉庁日や訓練休業日を除いた平日全てにおいて、都合の良い時間に自由に校内を見学できるようにしており、入校後のミスマッチを防ぐ効果に寄与することが期待できる。</p> <p>これまでの取組に加えて、上記の取組により、職業技術校を知っていただく機会を大幅に増やし、自身の希望に合う訓練コースの選択、また訓練継続に向けた検討及び就職先を検討する機会を提供して、入校後のミスマッチの低減を図るなど、事業予算の有効性を高める取組を今後も進めていく。</p>	産業人材課

意見	神奈川県立産業技術短期大学の定員割れの改善について	<p>短大校の定員は200人であり、直近6年間における入校者数の推移は、平成30年度170人、令和元年度176人、令和2年度167人、令和3年度146人、令和4年度156人、令和5年度137人と、常に定員割れをしており、入校率が減少している傾向が見てとれる。</p> <p>短大校は、入校率を高めるために様々な施策を実施しているが、少子化や近隣他校の存在を定員割れの理由に挙げており、また入校率の高い他県との比較で短大校は劣っていないというマインドである。このようなマインドでは、短大校の入校率を上げることは難しい。県では中小企業から短大校への要望や求人数が多いという状況であることから、これに答えるため、マインドをリセットし、入校率を上げて、事業予算の有効性を高めるための抜本的な改革を早急に策定・実行することとされたい。</p>	<p>広報媒体の拡充のため、新たに作成した広報用動画を令和6年3月に YouTube 等で公開し、広報強化を図った。</p> <p>また、令和6年6月に、産業技術短期大学校（以下「短大校」という。）のホームページのリニューアルを実施したが、引き続き改善を行うなど、対象者である若者への広報に取り組んでいく。</p> <p>さらに、今後の新たな取組として、学校教育法では、職業能力開発促進法に基づき設置された短期大学校から文部科学省所管の4年制大学への編入学は規定されていないが、令和5年12月に構造改革特別区域計画が内閣総理大臣に認定され、令和7年4月から、短大校の卒業後に湘南工科大学及び東京工芸大学の2校の3学年への編入学が可能となった。高度な知識・技術の修得を目指す意欲のある短大校の学生にとって、卒業後の選択肢の幅が増え、短大校の魅力向上につながるものが想定される。</p> <p>入校者数増に向けて、対象の若者への魅力向上に向けた取組を検討するため、高校や企業等を訪問しヒアリングを実施している。</p>	産業人材課
意見	神奈川県立産業技術短期大学の施設の老朽化について	<p>短大校は平成7年4月の開校から約28年が経過している。監査人が短大校を視察したところ、老朽化が進み、修繕が必要な箇所や修繕が不可能な空調設備も散見された。学校見学者に対するアンケートの結果においても、設備の老朽化が指摘されている。しかも、そのような意見は複数年のアンケート結果で見られ、したがって、短大校は老朽化によって受験を避けられている可能性がある。</p> <p>県は、短大校の入校率を向上させ、生徒が快適な環境で学べるよう、早期に施設の大規模修繕計画を策定・実行することとされたい。</p>	<p>空調設備に関しては、令和6年度に基本設計、令和7年度に実施設計を行い、令和8年度以降ヒートポンプ式空調設備を全面更新する工事に着手する計画である。</p> <p>また、トイレに関しては令和6年度に一部改修を実施済み、令和7年度も残りの改修工事を行い、完了見込みである。</p> <p>以上のとおり、学生が快適な環境で学べる環境づくりを進めているところである。</p>	産業人材課